平成２２年（フ）第４４１号
熊本市城南町碇273番地10
債務者　川口　美樹
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６４号
熊本市島崎２丁目１番33号　岡アパート102
債務者　池田滿洲男
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３７号
福島県双葉郡双葉町大字前田字坂下43番地
前田団地１―103
債務者　峯　　敏江
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１５０号
福島県いわき市好間町上好間字大畑102番地、前住所福島県田村市大越町下大越字檀野平133番地
債務者　渡辺　智一
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１４７８号
横浜市瀬谷区二ツ橋町277番地　サニーガーデンＢ棟102号室
債務者　長谷川光輝
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３８号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン14―３号棟602号
債務者　後藤　幸子（旧姓渋沢・鈴木・池田）
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０３号
横浜市南区山谷104番地22　佐藤方
債務者　石川　明仁
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７７１号
横浜市青葉区柿の木台32番地10　吉美ハイツ105号
債務者　阿部れい子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７７９号
横浜市栄区若竹町49番４号　ヴィラージュ港南台201号
債務者　石井　博明
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７８９号
横浜市戸塚区戸塚町1760番地１　戸塚パークハイツ安西106号
債務者　平野　悦夫
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８０１号
横浜市金沢区富岡東２丁目５番５―501号
債務者　宮脇　真一
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８１１号
神奈川県綾瀬市寺尾本町１丁目10番19号　レオパレスウィンズ寺尾302
債務者　坂本幸男こと　サカモト　カルロス　ユキオ
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８１２号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート40棟505号
債務者　安野　　潔
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８１３号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート40棟505号
債務者　安野　和代
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８１４号
横浜市神奈川区大口通138番地18
債務者　岸田　高志
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８１９号
横浜市中区寿町３丁目11番地７　青葉荘４階30号室
債務者　神山　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部